

公共サービスの担い手として NPO を位置づけ、 そのためのインフラ整備を進めることを提言する

I NPO セクター、サードセクターの現状と課題

- ① NPO 法人数は 3 万 5 千まで増えたが、財政規模、有給職員数などは少ないものが圧倒的で、介護系 NPO を除くと社会的存在感が小さいまま。
- ② 分野横断的な NPO 法人セクターが何とか成立し、公益法人制度改革がスタートした段階で、非営利法人制度が主務官庁別に複雑に分岐している現状を転換し、協同組合や社会的企業なども含めた一体的なサードセクターを構築することが、サードセクター側にとっても政府・行政にとっても必要かつ可能になっている。
- ③ 特に、公的資金を用いた公共サービスの提供を企業やサードセクター組織が担う仕組み（事業委託、指定管理者制度、バウチャー制度＝準市場、市場化テストなど）が広範に広がっているなかで、政府・行政とサードセクターの間の協議やルール形成、およびサードセクター組織の経営力向上が重要となっている。

II 民主党政権に求められるサードセクター政策

- ① 公的資金を用いた公共サービスの重要な提供主体として NPO、サードセクターを位置づけ、サードセクターの価値を活かせるような制度設計を工夫すること。サードセクター組織の創意工夫が活かされるような包括的、成果志向的事業委託制度（明確な成果目標を設定したうえで、実施過程の裁量権を拡大する）やバウチャー制度（公的介護保険、障害者自立支援法など）の改善、間接費を含むフルコストの保障など。
- ② サードセクター組織全体の力量向上を支援すること。（成果志向のマネジメント、人材開発、ICT、ガバナンス＝理事会－CEO 関係、ボランティアの確保とマネジメント、資金調達など）
- ③ サードセクターを分断している現行制度を改革し、可能なかぎり統一的で公平な法人格制度や税制を整備すること。（公益法人制度改革以降のシナリオが必要）

*** イギリスにおける NPO 政策の展開が参考になる。**

1998年 ブレア首相と NCV0 の CEO との間でコンパクトが締結される。

その後、全国の自治体でローカル・コンパクトが締結される。

2004年 チェンジアップ (NPO 支援のためのインフラ整備政策)

2006年5月 内閣府にサードセクター局 (大臣庁) が設置される。

2006年 400年ぶりに新しいチャリティ法が制定される。

*** 日本におけるコンパクトの先駆事例**

2004年 『あいち協働ルールブック2004』、愛知県知事と約600の NPO 団体代表が署名。

2006年 『とうかい協働ルールブック2006』、東海市長と百数十の NPO が署名。

本分会・提案の連絡ご担当者 (運営委員会・事務局からの連絡のため、必ずご記入ください)

【所属団体・役職・氏名】 日本サードセクター経営者協会 (JACEVO) 代表理事 名古屋大学大学院教授 後 房雄	【メールアドレス】 fujioka@sf21npo.gr.jp 【電話番号】 03-6478-0748
--	--